

# 前橋市内バス運行案内デジタルサイネージ設置等公募仕様書

本仕様書は、前橋市内バス運行案内デジタルサイネージ導入業務委託（以下「本業務」という。）の契約候補者を選定するにあたり、業務内容として求める基本的事項を定めるものである。

## 1 業務委託名

前橋市内バス運行案内デジタルサイネージ導入業務

## 2 背景と目的

G T F S 及び G T F S – R T に準拠したシステムを導入し、設置から 10 年を経過した J R 前橋駅北口 L E D 電光掲示板のデジタルサイネージ化と、スマートバス停の設置を実施するもの。本件業務実施により、わかりやすい情報案内を実施し、前橋市を訪れた訪日外国人旅行者及び県民、市民双方の利便性向上を目的とする。

## 3 契約期間・履行期間

契約締結日翌日から令和 4 年 12 月末日まで

## 4 業務内容

### （1）業務計画書の作成

業務の着手に先立ち、業務内容や工程、体制等をまとめた業務計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

### （2）デジタルサイネージ及びスマートバス停、周辺機器等の調達

J R 前橋駅の利用者や訪日外国人旅行者に対して、路線バスの運行情報やバス乗り場を見やすく、わかりやすく案内するため、デジタルサイネージ及び周辺機器を調達する。

デジタルサイネージ及びスマートバス停、周辺機器の調達にあたっては、委託者の承認を得ること。（デジタルサイネージ等については、提案事項とする。）

### （3）既存 L E D 電光掲示板の撤去及び処分

現在、J R 前橋駅北口に設置している L E D 電光掲示板（W=約 1,400mm、D=約 200mm、H=約 2,100mm）の撤去・処分を行う。

撤去及び処分にあたっては、関係法令等を遵守し、事前に必要な手続きを行ったうえで、安全対策を十分に講じて作業を実施すること。作業前、作業後に委託者の確認を得ること。

### （4）電源工事等・デジタルサイネージ設置等

（基礎工事及び必要となる配線等の設備や通信等に関する作業及び手配）

既存の L E D 電光掲示板を撤去した場所に、デジタルサイネージを設置する。併せて、前橋駅バス乗り場①又は本町バス停にスマートバス停 1 基を設置すること。電

源工事等、デジタルサイネージ設置等（基礎工事や、必要となる配線等の設備や通信等に関する作業及び手配）もあたっては、関係法令等を遵守し、事前に必要な手続きを行ったうえで、安全対策を十分に講じて作業を実施すること。なお、電気系統図等については応募申込があった提案者に対し別途示す。電源工事にあたっては、仮復旧から本復旧までの自然転圧期間を1ヶ月以上設け、常に良好な路面状態を保つように努め、その後速やかに本復旧を実施すること。

（設置方法については、提案事項とする。）

#### （5）コンテンツ作成

JR前橋駅のバス利用者等が、正確に、わかりやすい情報を得られるように、標準的なバス情報フォーマットに基づくバス事業者の運行情報をデジタルサイネージに表示するため、路線バスの情報と連携したコンテンツ作成（GTFSTデータとの連携構築を含む。）を行う。

なお、コンテンツ作成にあたっては、以下3項目の要件を満たすものとする。

- ① 各バス事業者がホームページ上に公開しているGTFSTデータを自動取得できるもの。
- ② GTFST-RDTデータを用いた、バスロケーション情報の表示が可能なもの。
- ③ 訪日外国人旅行者向けに多言語表示が可能であるもの。

（なお、多言語対応については、提案事項とする。）

#### （6）デジタルサイネージ配信システムの構築

今後、継続的にバス事業者が一体となってデジタルサイネージを運用し、活用していくために必要なデジタルサイネージ配信システムを構築する。その際、作業内容、データの安全性、ランニングコストの観点から、各バス事業者にとって、より良いデジタルサイネージ配信システムを構築すること。

（デジタルサイネージ配信システムの構築は、提案事項とする。）

#### （7）運転及び最終調整

（1）～（6）の完了後、試験運転及び最終調整を行う。試験運転及び最終調整にあたっては、受託者及びバス事業者の確認を得ること。

#### （8）操作指導

委託者及びバス事業者に操作指導を行うこと。操作指導にあたっては、マニュアルに基づいて操作指導し、操作指導完了後、委託者及びバス事業者の確認を得ること。

#### （9）上記（1）～（8）については、令和4年12月30日（金）までに完了すること。

ただし、電源工事等に伴う舗装工事は除く。

#### （10）本稼働から令和5年3月末日までのランニングコストを含む見積とすること。

#### （11）その他本業務に必要なこと。

## 5 業務要件

### (1) 機器に係る要件

筐体・ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"><li>・設置可能な筐体は、提案事項とする。</li><li>・画面サイズは、提案事項とする。</li><li>・設置個所の環境条件（気温、湿度、雨、雪、風）に耐えるものとする。</li><li>・ディスプレイはJR前橋駅北口から正面に見えるように設置し、ディスプレイの設置台数や方向（縦・横・斜め）は提案事項とする。</li><li>・画面の解像度はフルHD（1920×1080 ドット）以上とし、提案事項とする。</li><li>・転倒防止の対策を十分に講じるものとする。</li></ul>
耐熱性能	<ul style="list-style-type: none"><li>・日照や設置場所の環境に影響を受けることなく、筐体内部の温度・湿度をディスプレイ及び制御機器等がすべて正常に動作する環境に維持できる仕組みを作ること。</li></ul>
防塵・防水性能	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋外に設置するため、防塵・防水性を確保し、雨風や埃、赤外線等の影響による誤作動が生じないようにすること。</li></ul>
耐用年数	<ul style="list-style-type: none"><li>・筐体、ディスプレイ及び制御機器等の耐用年数は5年以上とする。</li></ul>
筐体及び装置の強度	<ul style="list-style-type: none"><li>・様々な衝撃に耐えうることができ、筐体及びその装置の機能が損なわれることがないような十分な強度があること。</li></ul>
筐体のデザイン	<ul style="list-style-type: none"><li>・筐体のデザイン及び塗装色等については、提案事項とする。</li></ul>

(2) コンテンツに係る要件

コンセプト	・バス利用者に対して、バスの乗車時刻及びバスロケーション情報が分かるコンテンツを配信すること。本事業の目的にふさわしいコンテンツを提案し、反映させること。
サイネージのアピール	・バス時刻及びバスロケーション情報を表示しているサイネージであることを利用者に知らせるための工夫をすること。方法については、提案事項とする。
画面レイアウト	・コンテンツをディスプレイに適切に配置し、表示すること。レイアウトは提案事項とする。なお、路線バスの運行案内については、JR前橋駅バス乗り場①から⑥にて発着する路線バスについて提案すること。
コンテンツの作成	・受託者側でコンテンツを作成すること。
多言語対応	・日本語及び英語の2言語対応以上とすること。言語数及び対応方法については、提案事項とする。
緊急情報の表示	・行政やバス事業者からの緊急情報を表示できるようにすること。方法については、提案事項とする。
バス乗り場案内	・バス乗り場案内図を筐体、またはディスプレイ上に表示すること。表示方法等については、提案事項とする。
コンテンツ内容	・バス事業者が作成するGTSデータを活用し、サイネージ画面に運行情報を表示、更新ができること。方法等については、提案事項とする。
コンテンツ更新	・運用開始後の登録コンテンツ更新の方法及び費用については、提案事項とする。
コンテンツの追加	・運用開始後の登録コンテンツ追加の方法及び費用については、提案事項とする。
データフォーマット	・動画、静止画、Microsoft Officeで作成した各種データ(Word、Excel、PowerPoint等)に加え、PDFやWebサイトなど多種多様なデータに対応し、バス事業者等が簡易に登録、管理、削除が可能であるものとする。

(3) システム・運用・管理等に関する要件

運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス利用者がいる時間帯は稼働させるものとし、稼働時間はシステム上で管理できるものとする。</li> <li>・デジタルサイネージ及びスマートバス停のネットワーク接続は、原則として LANケーブル等による有線接続とする。</li> </ul>
運用管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>本システム稼働時の運用管理体制図を示すこと。また、通常時及び障害発生時の連絡体制を明示すること。</u></li> </ul>
データ管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害が発生した場合は、データの回復が図られるように、定期的なデータのバックアップ作業の実施が可能なものとする。</li> </ul>
システム監視体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルサイネージの稼働監視が行えるものとし、障害確認時は速やかに連絡が可能なものとすること。</li> </ul>
保守管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務委託の契約期間中、安定運用を図るため、必要に応じて保守などの対策も行うこと。</li> <li>・連絡体制を整え、バス事業者等から問い合わせ等に対して迅速に対応するものとする。</li> <li>・操作マニュアルを作成し、バス事業者等に対する操作研修を実施すること。</li> <li>・受託者は設置機器の破損、障害及びそれらに伴う事故等が発生した時は迅速に対応するものとする。</li> <li>・セキュリティパッチの適用は必要に応じて実施すること。特に緊急性の高いセキュリティホールへの対応は、委託者と協議の上、迅速に対応すること。</li> <li>・屋外に設置することから、粉塵などによる機器の故障を防止するため、必要に応じて清掃等を行うこと。</li> <li>・コンテンツや動画が正常にディスプレイに表示されなかった場合等、障害対応のフロー図を明記すること。また、障害対応のマニュアルを定め、障害発生時には可及的速やかに問題解決を図ること。</li> <li>・<u>デジタルサイネージ設置以降に必要となる保守管理業務の内容、費用（ランニングコスト等）の詳細については、提案事項とする。</u></li> <li>・機器の追加や変更が極力容易なシステム構造とし、今後のシステム拡張時には、最小費用で対応が可能な拡張性を確保すること。</li> <li>・機器、システム、サーバー等の構成については、将来性、拡張性、移植性等を考慮し、5年以上の運用に耐え得る</li> </ul>

	<p>仕組みとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハードウェアは省スペース、省エネルギーを実現し、SDGsを目指したものとすること。</li> </ul>
--	---

#### (4) 設置に関する要件

基礎工事・配線工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルサイネージの基礎工事は受託者が行う。電気や通信ケーブル等、必要となる配線工事及び通信事業者との契約は必要に応じて受託者が行うこと。</li> <li>・バス運行に影響がないよう配慮すること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置方法の変更が生じた場合は、当協会と受託者で協議のうえ、設置方法の検討や機器の増設をするものとする。</li> </ul>

## 6 協議に関する事項

本業務の実施にあたり、委託者及び関係事業者と適宜打ち合わせを行うこととする。  
(打ち合わせの方法は問わない。)

## 7 報告書作成

受託者は、本業務の完了を証する成果品として、業務の経過や検討の結果をまとめた報告書等を、以下のとおり委託者まで提出すること。

- (1) 業務報告書 A4版（冊子様とする） 2部
- (2) 上記に係る電子データ（CD、DVD等） 2部

※ 電子データについては、Microsoft Officeで編集可能な電子データとし、パワーポイント (\*.pptx) またはワード (\*.docx) での提出を原則とする。  
作図などで、他の形式のデータを用いる場合は、委託者の了解を得ること。

## 8 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に当協会に対し、書面により再委託の内容、再委託先（商号または名称）、契約書の写しその他再委託先に対する管理方法等、必要事項の承認を受けなければならない。

## 9 資料の貸与

当協会は、業務の遂行上必要な資料で、当協会が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務完了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、当協会の了解なく公表・使用はできないものとする。また、当協会から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。

## 10 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、業務上知りえた情報を他の第三者に漏らしてはならない。また、本業務の実施で得られた資料及び成果については、委託者の許可なく外部に提供することを禁ずる。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。
- (5) 受託者は、業務が完了した時、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が生じた場合は、速やかに訂正、補足、その他必要な措置を講ずるものとする。

- (6) 作業過程において、疑義を生じた場合は、すみやかに委託者と協議し、その指示を受けなければならない。
- (7) 成果品の中で、資料等を引用した場合は、出典名を報告書に記載すること。

## 11 問い合わせ先

〒379-2166

群馬県前橋市野中町588番地

一般社団法人 群馬県バス協会

電話 027-261-2072

FAX 027-261-5537

E-Mail g-busnet@abelia.ocn.ne.jp